

玄海町告示第 50 号

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び玄海町財務規則（昭和 47 年玄海町規則第 13 号）第 121 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

玄海町長 脇山 伸太郎

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和 8 年度 玄海町庁用車賃貸借業務
- (2) 業務概要 庁用車 1 台の賃貸借業務（※詳細は別紙仕様書のとおり）
- (3) 業務場所 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地
- (4) 契約締結予定日 令和 8 年 4 月 27 日（月曜日）
- (5) 業務期間 納入の日から 7 年間

### 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、唐津警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和 7・8 年度の玄海町入札参加資格者資格申請を行っている者であること。
- (2) 佐賀県内に本社、本店、支社又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 自動車賃貸借業務を行っていること。
- (9) 過去 3 年以内に、1 台以上の自動車のメンテナンスリース契約を履行した実績があること。
- (10) 納入した車両の故障等に対して迅速な対応がとれる体制が整備されていること。

### 3 入札手続きに関する事項

#### (1) 担当課

玄海町役場 総務課 財政・管財係

郵便番号 847-1421

佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

電話番号 0955-52-2111

電子メール [soumu@town.genkai.lg.jp](mailto:soumu@town.genkai.lg.jp)

#### (2) 申込書様式の入手先

令和8年3月27日（金曜日）から令和8年4月10日（金曜日）までの期間、玄海町ホームページに掲載する。

#### (3) 入札申込書の提出期限

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申込書（別紙1）、営業概要書（別紙2）、誓約書（別紙3）を令和8年4月10日（金曜日）17時00分までに3の（1）の担当課に持参又は郵送（必着）とする。

#### (4) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は令和8年4月16日（木曜日）までに電子メール等で通知する。

#### (5) 入札参加申込書等を提出した後、審査に合格した者で、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届（別紙4）を令和8年4月22日（水曜日）までに書面で提出すること。

#### 4 開札等

##### (1) 日時

令和8年4月23日(木曜日)

開札の時間は入札参加資格を有する者のみ別途連絡する。

##### (2) 場所

玄海町役場3階 第3会議室

##### (3) 入札方法

一般書留又は簡易書留(持参も可)による郵便入札

入札書等は令和8年4月22日(水曜日)17時までに提出すること

##### (4) 提出先

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

玄海町役場 総務課 財政・管財係

#### 5 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の $10/100$ に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に $100/110$ を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札に関する注意事項

##### (1) 入札保証金及び契約保証金

###### ア 入札保証金

玄海町財務規則第124条第1項第2号により免除する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、玄海町財務規則第137条の2第3項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

キ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 同価格の落札者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合、入札者には、電話によりくじの日時及び場所を通知するものとする。

る。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(5) その他注意事項

ア 今回の入札では最低制限価格を設けない。

イ 入札に当たっては、玄海町財務規則、玄海町建設工事等入札・契約執行要綱及び郵便入札の留意事項を遵守すること。また、郵便入札の留意事項（令和6年9月11日玄まち第599号）及び玄海町建設工事等入札・契約執行要綱の規定を準用するものとする。

ウ 提出期限までに入札書等が総務課に到達しない場合は、入札は無効となる。

エ この入札による契約は、玄海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成29年玄海町条例第27号）の規定による長期継続契約であり、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に当該業務の予算の金額が減額又は当該業務の予算の不成立があった場合は、この契約の変更又は解除を行う。

(6) 入札結果の公表

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡後、書面等により通知する。落札者以外の入札参加者には、書面による通知を行わないが、入札執行課で閲覧することができる。

7 入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、令和8年4月15日（水曜日）17時00分までに、3の（1）で示したメールアドレスで受け付ける。送信時の件名は「令和8年度 玄海町庁用車賃貸借業務 入札に対する質問」とする。

回答は、令和8年4月22日（水曜日）までに質問者及び同日までに入札参加申込書を提出した者に電子メールで行う。